

都留市地域公共交通計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

都留市では平成27年度に「第2期都留市地域公共交通総合連携計画」（計画期間：平成27年度～平成30年度。以下「現行計画」という。）を策定したが、計画期間が終了しており、移行措置の終了も迫っていることから、令和5年度を初年度とする「都留市地域公共交通計画」（以下「次期計画」という。）を策定する必要がある。地域公共交通の分野は、近年、法改正や技術革新が進んでおり、これらを踏まえながら次期計画を策定していくことが求められる。

このような背景を踏まえ、次期計画の策定と現行の運行改善を一体的に実施し、効果的かつ効率的に都留市の地域公共交通をバージョンアップしていくことを本業務の目的とする。

この要領は、公募型プロポーザルにより選定するため必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

都留市地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

都留市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 契約履行期間

①都留市地域公共交通計画策定調査業務

契約締結日の翌日から令和5年3月31日

②都留市地域公共交通計画策定業務

契約締結日の翌日から令和6年3月31日

(4) 提案上限額

上記①にかかる上限額 5,588,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記②にかかる上限額 7,172,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、上記の金額は契約時の予定価格ではなく、「仕様書」に示す業務に要する費用の規模を示すものである。また、本プロポーザルは、予算議決前の準行為として実施するものであり、本市議会において予算減額又は否決があったときは、実施の効力を失う。この場合において、契約の変更又は解除をすることがある。

(5) 問い合わせ先

都留市 市民部 地域環境課 地域振興担当

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

電話 0554-43-1111（内線170・174）

FAX 0554-43-5049

メール chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

3 公告

本プロポーザルの公告は、都留市公告式条例（昭和29年都留市条例第3号）に基づき行うほか、都留市ホームページに掲載するものとする。

4 参加資格

本事業に参加できる者は、以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加意向申出書等提出期限において、都留市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 9 年都留市訓令第 1 号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年度法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は再生手続き中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となっている活動を行っている者等、山梨県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）第 4 条又は、都留市暴力団排除条例（平成 24 年都留市条例第 12 号）第 8 条の規定に基づき、排除対象者でない者。

5 参加意向申出書等の提出方法

応募者は、次の各号により参加意向申出書等を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 4 月 28 日（木）午後 5 時まで【必着】

(2) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式第 1 号）
- イ 会社概要（様式第 1-1 号）
- ウ 業務従事者一覧表（様式第 1-2 号）
- エ 誓約書（様式第 1-3 号）

(3) 提出先

上記 2（5）の問い合わせ先に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便の方法によること。なお、期限までに届かなかつた書類は受け付けない。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

本要領等に質問がある場合、質問書（様式第 1-4 号）に質問事項を記載の上、下記の電子メールにより提出すること。なお、電話では受け付けない。メール件名は、「【質問】都留市地域公共交通計画策定支援業務委託について（会社名）」とすること。提出の際は、到着確認を電話にて行うこと。

メール：地域環境課 地域振興担当 chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

(2) 問い合わせ先

上記 2（5）の問い合わせ先に同じ。

(3) 受付期限

令和 4 年 4 月 25 日（月）午後 5 時まで【必着】

(4) 質問の内容

応募書類の作成に係る質問に限る。なお、評価又は審査に係る質問は一切受け付けない。

(5) 質問の回答方法

令和4年4月26日（火）午後5時までに、回答書を質問者全員に電子メールで送信する予定。回答書は、この実施要領と一体のものとして、実施要領と同等の効力を有するものとする。

7 提案書の提出方法

参加意向申出書等より参加資格が確認された場合、令和4年5月9日（月）に提案資格確認結果通知書（様式第2号）及びプロポーザル関係書類提出要請書（様式第4号）を発送するので、通知を受けた応募者は、下記により提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和4年5月27日（金）午後5時まで【必着】

(2) 提案書に添付する書類

次に掲げる書類をアからウの順にファイル名を明確にして電子メールにて提出すること。

ア 提案書の表紙（様式第6号）

イ 提案書（任意様式。ただし、8に記載する方法に沿って作成すること。）

ウ 見積書（様式6-1号）

(3) 提出先

上記2（5）の問い合わせ先に同じ。

(4) 提出方法

メール件名は、「【提案書提出】都留市地域公共交通計画策定支援業務委託について（会社名）」とすること。提出の際は、到着確認を電話にて行うこと。

メール：地域環境課 地域振興担当 chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

なお、期限までに届かなかった書類は受け付けない。

8 提案書の記載方法

7（2）イに記載した提案書の作成については、7に記載したほか以下の方法により作成すること。

(1) 図表を活用するなど明瞭かつ具体的で分かりやすい書類の作成をすること。ただし、主要な内容は文章により説明されていること。また、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

(2) 仕様書に記載された業務内容について提案すること。

(3) 提案書は次の構成とし、提案項目の番号の番で記載すること。

提案項目	記載すべき事項
1. 計画策定に関する方針・内容等	一連のスキームの構築と内容・結果の算出方法。より具体的なものが望ましい。
2. これまでの実績	分野に関するこれまでの実績。他分野についても記載可能。
3. 地域の独自性反映の提案	本市の地域性（自然的・経済的・社会的条件、都留文科大学との連携など）をどのように計画へ反映させるかの提案。

4. 将来像の提案	現時点での本市の将来像、PR 方法の提案。
	当然、本業務後に変更となる可能性は高いが、現時点での受注者の考えるもの。
5. スタッフ体制	人数、責任体制、役割分担等
6. 個人情報の取扱い及び管理方法について	個人情報の保管・管理方法及び体制。
7. その他	独自の提案や特にアピールしたい事項。

9 説明会について

応募書類の作成方法等についての説明会は実施しないものとする。

10 審査、評価及び選定について

(1) 審査委員会の設置

応募書類の審査、評価及び選定は、都留市プロポーザル審査委員会条例（令和元年7月1日条例第12号）に基づき、都留市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時 令和4年6月1日（水）午後1時30分～（予定）

イ 会場 ZOOMによるオンライン開催

ウ 説明時間 提案内容の説明を1社20分以内、質疑応答15分程度とする。

エ 説明方法 オンライン会場へ入室できるのは、パソコンの台数に限らず5名以内とする。

プレゼンテーションはZOOM「画面共有」機能により行うとする。

(3) 審査及び評価の項目

プロポーザルを実施した内容を次の評価基準に基づき、総合的に審査し、事業者の候補者（以下、「受託候補者」という。）及び次点者を選定する。なお、応募者多数となった場合には、提出書類による一次審査を実施することがある。

評価項目		評価の視点	評価点
事業遂行力	会社概要、経営規模	経営規模は妥当か。	5点
	スタッフ体制	人数、責任体制、役割分担、能力は適切か。	5点
	スケジュール	本業務を期日までに確実に遂行できるような事業計画であるか。	5点
事業の理解度	業務内容の理解度	実施要領・仕様書について趣旨を理解し具体的に提案されているか。	10点

企画提案内容の 適格性	計画策定に関する方針・ 内容等	スキーム及び内容・結果の 算出方法が具体的かつ実現 性、迅速性、正確性がある か。	10 点
	地域の独自性反映の提案	本市の特性を踏まえた調 査、計画作成ができるか。	10 点
	これまでの実績	分野に関するこれまでの実 績があるか。 他分野についても実績があ るか。	10 点
	将来像の提案	国内の情勢を理解し、内容 について深い理解、具体的 な案を持っているか。	10 点
	個人情報の取扱い及び管 理方法	個人情報の管理体制は適切 か。	5 点
	独自の企画力・提案	市の現状、課題等を的確に とらえ、創造性、企画力、 経験を活かし、業務をより 効率的・効果的に進める提 案となっているか。	10 点
説得力及び資料 調整力	プレゼンテーションの説 明能力・資料作成能力	文章表現、図や表、重要事 項について分かりやすく整 理されているか。また、プ レゼンテーションは、分か りやすく理論的で説得力が あるか。質疑応答に対する 回答が明確であるか。	10 点
コスト	見積価格	提案に対する価格の妥当性	10 点
合 計			100 点

(4) 選定結果の通知

ア 審査委員会は非公開で行い、審査の内容及び経過に関する問い合わせには応じない。

イ 審査結果は、令和4年6月10日（金）に当該プロポーザルの実施の参加者に結果通知書（様式第7号）を発送する。

(5) 契約手続き

ア 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条及び都留市財務規則（昭和61年規則第24号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積

りを徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 受託候補者が応募資格を満たさないと判明した等の理由により、契約の締結が不可能となった場合は、次点者と順次交渉するものとする。

ウ 業務内容の詳細については、提案内容を基本とし、市と受託候補者が協議して決定することとする。また、本業務の目的達成に必要と認められる場合には、市と受託候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。

ただし、これにより受託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(6) 本プロポーザルの実施及び業務委託に係るスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和4年4月15日(金)
質問書の受付期間	令和4年4月15日(金) から
	令和4年4月25日(月) 午後5時まで
質問書への回答(予定)	令和4年4月26日(火) を予定
参加意向申出書の提出期限	令和4年4月15日(金) から
	令和4年4月28日(木) 午後5時まで
参加資格確認結果通知予定日	令和4年5月9日(月)
提案書の受付期間	令和4年5月9日(月) から
	令和4年5月27日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和4年6月1日(水) を予定
審査結果通知	令和4年6月10日(金) を予定

11 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する質問及び異議申立ては受け付けない。
- (3) プロポーザルに係る応募書類に虚偽の記載が判明した場合及び記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、本プロポーザルの実施前にあたっては参加を認めず、実施後にあつてはその社を契約交渉の相手方としない。
- (4) 提出された応募書類は、一切返却しない。
- (5) 提出期限を過ぎた後は、応募書類の追加、変更等は出来ないものとする。また、理由を問わず、応募書類の提出期限後の提出は一切受け付けないものとする。
- (6) 提出された応募書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの応募者に帰属するものとする。また、応募書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得なければならない。この場合において、第三者の著作物の使用に関する責は、使用した応募者にすべて帰属するものとする。
- (7) 提出された応募書類の公開については、都留市情報公開条例(平成12年都留市条例第38号)に基づき、公開することがある。
- (8) 市は取得した個人情報について当該評価に係る目的以外に使用しない。

(9) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。